



新津商工会議所

No.352-1 2015年10月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

*** 11月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内 容
11月5日(木) 13:00~16:00	相談会	記帳なんでも相談会 ※詳細は今月号をご覧ください。 所得税の算出のしくみなど、どんなことでもお気軽にご相談下さい!
11月12日(木) 10:00~15:00	セミナー	消費税転嫁対策セミナー 「いきなりでも大丈夫!明日から経理ができる経理入門セミナー」
11月20日(金)	式典	会員大会・優良従業員表彰式典 ※詳細は今月号をご覧ください。 合同会社 おもてなし創造カンパニー代表 矢部 輝夫氏による記念講演もおこないます!

感動!新幹線おそうじチームの話
無料講演会等のご案内

〈新津商工会議所会員大会・永年勤続優良従業員等表彰式典〉

★日 時：平成27年11月20日(金)

①受 付：14:00~

②記念講演会：14:30~16:00

テーマ「奇跡の職場

~新幹線清掃チームの“働く誇り”~」

講 師 合同会社 おもてなし創造カンパニー

代表 矢部 輝夫 氏

③表彰式典：16:10~17:00

④パーティー：17:20~18:45

※参加者は1人 7,000円(会員事業所のみ)

★場 所：新森ホール(秋葉区新津本町4-13-11)

★定 員：100名(定員になり次第締め切り)

★申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



日本政策金融公庫 新潟支店 国民生活事業
「一日公庫」開催のお知らせ

11月17日(火)の定例相談会は一日公庫となります。

一日公庫は審査時間短縮のために日本政策金融公庫担当者が当所に在ります。手続きの時間が短縮されて大変便利です。年末資金等の調達などにぜひご利用下さい。

マイナンバー制度導入に向けた準備について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が平成28年1月1日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号(マイナンバー)が付番されます。マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなっています。

具体的には、税務関係、社会保障関係の書類において、マイナンバーの記入が求められ、全ての事業者(全法人、全個人事業主)において、従業員のマイナンバーの収集・把握や書類への記載などが義務化されます。

①「通知カード」の受取に係る周知徹底について

10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」の住民への郵送が始まります。従業員のマイナンバーの収集の前提として、従業員が自身のマイナンバーを把握していることが重要となりますので、会員企業のみなさまにおかれましては、従業員の方々の通知カードの受取について、従業員への周知徹底をお願いします。

②マイナンバー制度への事業者の対応に関する情報について

中小企業施策を紹介するウェブサイト「ミラサポ」にマイナンバー特設ページを設置いたしました。マイナンバー制度に関する事業者の対応に詳しい弁護士などへの有識者インタビューを行い、制度のポイントを解説していますので、ぜひご利用ください。

【特設ページ】 <https://www.mirasapo.jp/mynumber/index.html>

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●マイナンバー専用コールセンター TEL:0570-20-0178

※IP電話等でつながらない場合は TEL:050-3816-9405 におかけください。

《通知カードや個人番号カードのご相談はこちら》

●個人番号カードコールセンター TEL:0570-783-578

※IP電話等でつながらない場合は TEL:050-3818-1250 におかけください。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

●新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

11月10日(火)・12月 1日(火)

●日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

11月17日(火)・12月 8日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)まで
ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)





新津商工会議所

No.352-2 2015年10月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.30%~
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	基準利率 1.30%~3.00%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】 ・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・見積書 (設備資金をお申込の場合)	【法人営業の方】 ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)
---	--

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:22-0121)まで。

経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.15%
-------	---------	------------	---------------	----------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

青色申告者のみなさん、現金出納帳はつけていますか?

記帳相談会開催のお知らせ

所得税の算出のしくみ、記帳や帳簿などの保存の必要性など、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご相談は無料です。

〈日 時〉11月5日(木) 13:00~16:00

〈会 場〉新津商工会議所3階会議室

〈相談員〉当所記帳指導職員

※事前にご予約をお願いします。(新津商工会議所 TEL:22-0121)

～小規模企業の経営者の皆様へ～

退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります!

■掛金は、全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

■共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い

掛金は月額1,000円~70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL 22-0121)



これから加入をされる方は中小機構HPで「加入シミュレーション」をご利用下さい。

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/>

～中小企業経営者のみなさまへ～

新★安心サポート宣言! 経営セーフティ共済のご案内

経営セーフティ共済は取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。

【加入出来る方】

条件に該当する中小企業者で引き続き1年以上事業を行っている方。

【掛金と所得控除】

掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲(5,000円刻み)で掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

◎詳しくは新津商工会議所(TEL:22-0121)まで